

セキュリティー&セーフティ

土壤汚染と耐震

CRE(企業不動産)とリスク管理③

■地歴を調査

じいが望ましい。調査は同法が定める特定有害物質と呼ばれる物質「第一種-VOC(揮発性有機化合物)」「第二種-重金属」「第三種-PCB(農薬)」が土壤に含まれるかどうかがポイントとなる。

土壤汚染が疑われる場合は、現在CREで特定有害物質を使用している企業はもろん、自社の周辺の土地を含め、過去に特定有害物質を使用していった企業があつたり、場合によっては、その土地に特定有害物質を使用し

■PML算出

ため、PML(予想最大損失額)といつ指標を用いることが多い。PMLとは大ざっぱに言つて、PMLが用いられる理由として、以下の2点があります。①同じ耐震性の建物でも、建て替えた費用の何%に当たるかを数値化したものである。例えばPMLが20%ならば、10億円の建物に対し2億円の損害が生じるという事になる。ただし、ここでいう「475年」とは、今後50年の間に発生する確率が10%という意味であり、

今後475年の間に1回しか発生しない、という意味とは異なる。

は見方を変えれば、同じように法令に準拠した建物でも、実際の被害額は2倍程度異なるという

ことである。

なお、PMLには簡易評価と詳細評価という2

企業間で対応にバラつき

投資ファンドの評価活用

技術者協会によると、81年以降の建築基準法に

■ERを活用

さて、2回にわたり説明したCREの物的リスクは、実は投資ファンドなどが不動産投資を検討する際、対象物件を事前に精査・評価する物的

リスクの内容とほぼ一致する。投資手続きの際は、資料にまとめるのが一般的で、多くの関連企業がER作成を請け負っている。そこで、自社CREの物的リスクを総合的に管理するために(売買の意図とは関係なく)ERを活用することは有効だ

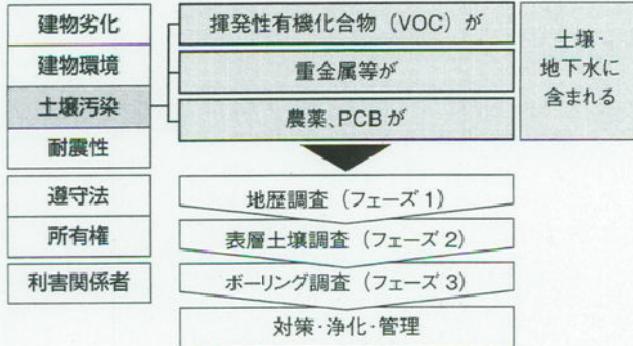
土壤が有害物質によつて汚染されると、健康被害を引き起す可能性がある。公書の一種として土壤汚染は以前から認識されていたが、1967年施行の公害対策基本法(現環境基本法)に対し、土壤汚染対策法は03年施行と、土壤汚染リスクの法整備は社会的認識を後追いしている面がある。このため、CREの土壤汚染リスク対応は、主的に取り組んできた企業と、法令に義務付けられて取り組み始める企業との間で、バラつきが大きくなっている。

土壤汚染対策法では一定の条件に該当する企業に、土壤汚染調査を義務付けている。前述の背景から、CREのリスク管理として、法令により命じられる前に、自主的に土壤汚染調査を実施するフェーズ3は土壤汚染の程度や範囲を確認する段階で、ボーリング調査とも呼ばれる。フェーズ2で土壤汚染が確認された場合に、深さ5mない

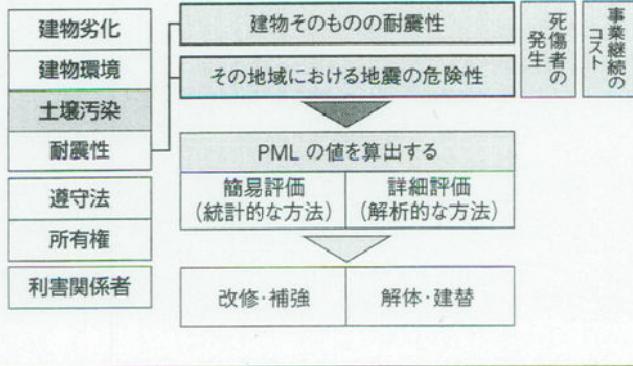
入山 央

経営コンサルタント
中小企業診断士

土壤汚染リスクと対応



耐震性リスクと対応



たった建物は、PML

が10~20%程度になる

ことが一般的である。これ

は見方を変えれば、同じ

ことである。

なお、PMLには簡易評価と詳細評価という2

通りの算出方法がある。

②建築基準法などの法令による耐震基準は主に、地震によって建物が倒壊し、崩壊しない(死傷者が出ない)基準であり、事業継続に必要な補修費用による被害データを基に評価する。詳細評価では法を用いて、過去の地震による被害データを基に評価する。詳細評価では、解析的な方法を用いて、地表の加速度や建物の応答などを工学的に計算して評価する。